

特定事業選定前募集要項等に関する個別質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	本公募において予定対価を公示されるとのご回答を頂きましたが、どのように予算設定されますでしょうか。また、その算出根拠についてのお考えをお示し頂けますでしょうか。	予定対価の算出根拠は、特定事業の公表時に公表します。なお、特定事業の選定に要する根拠以外は、公表しません。
2	2023年1月に予定される本公募時に予定対価を公表されるとのご回答ですが、その後、債務負担行為の議会承認を取られるご予定かと考えますが、予定対価の額が議会承認を得られない場合、町はどのようにお考えでしょうか。また、債務負担行為の議会承認はいつ頃を想定されていますでしょうか。事業内容の詳細や支払条件等の具体的な明示が公募時にしめされていない場合は参加予定事業者と協議を踏まえ、詳細な事業内容、契約内容等が貴町と事業者の間の理解の齟齬無いように確認できた後に議会承認を得て頂ければと思います。	債務負担行為は、特定事業の選定により予定対価が確定した後、町が想定する適切なタイミングにて議決を得ます。
3	対話時の回答で「募集要項P.7 企画+価格・・・③④⑤ それ以外は企画のみでよい」と頂ておりますが、「企画+価格」とは企画提案と価格提案の両方を求めるのは③又は④又は⑤との理解でよろしいでしょうか。また、それ以外を求めない理由をお教え頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。それ以外は、町の検討により積算することから求めません。
4	対話時に「事前公募の2次審査は優先交渉権者選定基準のp8~p9」と回答頂きましたが、提案書作成要領の中分類と異なる箇所がございます。選定基準と作成要領とどちらの中分類が基準となりますでしょうか。	選定の基準は優先交渉権者選定基準の通りです。
5	今後、質疑期間が終わり、上記のように提案の提出の仕方に係る質疑が出た際は町に質疑が可能との理解でよろしいでしょうか。提出書類の統一のためにもよろしくお願致します。	提出書類についての質疑に関しても個別質問の取り扱いと同様とします。